

# 1. 応募者の概要

## (1) 応募団体の名称



新潟県 佐渡市

SADO 佐渡市  
佐渡市

## (2) 応募団体代表者氏名

佐渡市長 渡辺 竜五

## (3) 応募団体主担当部署

佐渡市 社会福祉部 子ども若者課

## (4) 応募団体担当部署

- ・社会福祉部 子ども若者課 子ども若者相談センター
- ・総務部 総務課 デジタル政策室

## 2.応募に至った背景及び実証事業に係る政策目的

### (1) 佐渡市の状況と政策目的

たからじま

# 子どもが元気な佐渡が島

## ～ 子育て・親育ち・地域育ちの佐渡が島 ～

佐渡市では、令和2年3月に策定した「第2期佐渡市子ども・子育て支援事業計画」において「子どもが元気な佐渡が島(たからじま) ～子育て・親育ち・地域育ちの佐渡が島～」を基本理念として掲げ、基本目標の1つに「**配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり**」を定めている。施策の実施にあたっては、地域との結びつきを重視した連携・協働が重要であることから、本市では「子ども若者相談センター」を中枢に、地域や学校、保育園、幼稚園、医療、保健、福祉等との密接な連携に努めており、実際に相談や通報のあった子どもを支援する体制・仕組みを整備している。一方で、子どもを取り巻く環境は複雑化しており以下に列挙するような現状・課題を認識している。

#### ■現状と課題

- 高い高齢化率(42.5%)の中で出生数が減少する一方、子ども若者相談センターへの相談件数は年々増加傾向にある。
- 令和4年度の虐待養護相談の内訳は「心理的虐待」が47%を占め、従来の相談・通告を前提とした方法のみでは、早期の支援がより困難になっている。
- 離島という物理的に閉鎖された地理的特性により、ライフイベントによる人口移動が比較的少ないと考えられ、困難の連鎖（世代間・ステップファミリー等の断続的または間欠的な相談）が表層化している。
- 令和4年度相談管理ケースにおける連鎖の発生率が50%超であるが、早期に終結するケースほど連鎖の発生率が低い傾向にあることが示唆された。将来の予防的支援に向けて、できるだけ早期に信頼できる第三者との関わり創出が必要である。
- 令和4年度相談管理ケースにおける初回相談年齢は-1歳（出生前）が最多で、こうしたケースでは子どもが成長するまで長期間支援を必要とするケースも多く、関係機関の切れ目ない連携と情報共有の仕組みづくりが必要である。
- 昨今では移住者が増え（約600人/年）、生活環境の変化を契機とした相談が増加傾向であり、既存のコミュニティを持たない市民が第三者に相談しやすいような地域連携の見守り体制の構築が重要である。



【実証事業の全体像】

## 2.応募に至った背景及び実証事業に係る政策目的

以上のことから、困難の早期発見・早期支援が重要であり、福祉部局、保健部局、教育委員会等の多様な関係機関が分散管理する、個々の子どもや家庭の状況や利用している支援等に関するデータを、データガバナンス体制を構築したうえで個人情報等の適正な取扱いを確保しながら分野を超えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し、関係機関とのさらなる連携による効果的なアプローチを検討する仕組みの構築を目指す。

### (2) 特に重点的に取り組みたい類型

本市は、①リスク判定後の支援へ接続する流れとして、要保護児童対策地域協議会活用型フローを採用する方針であること、②貧困等の困難を抱えていたとしても適切な養育を受けて育つ子どもたちもたくさんいることから、R6年度実証では様々な困難類型を並列に扱わず、「虐待」を重点類型とし、R5年度実証で取り組んだ**その他の類型（貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障害）は関連類型**と位置づけ、継続して早期発見に取り組む。

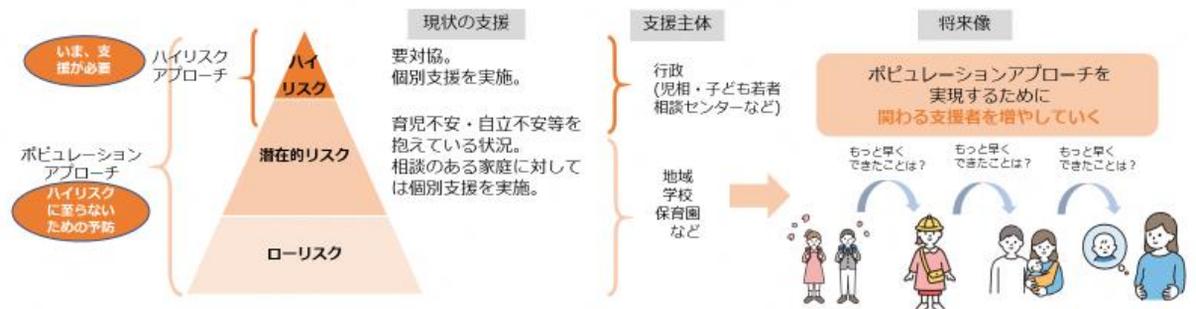
### (3) アウトリーチ型支援の方針

データ連携は手段であり、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し、アウトリーチ型の支援につなげることで「こどもの最善の利益」を守ることが本事業の目的であることから、**コミュニティ単位での顔の見える体制**を構築し、支援へつなげることが効果的と考える。また、本アプローチを通して子どもに関わる大人を増やすことが、R5年度実証で可視化された連鎖の状況に対する予防的活動につながると考えている。

R5年度実証において、市内で子どもの育ちに関わる約70名が参加したワークショップを通して抽出された、「**地域単位での子ども・子育て会議**」という具体策の実現に取り組む。

### (4) 将来的な目指す姿・展望

本事業を通して、**ハイリスクアプローチの高度化と、地域・コミュニティを巻き込んだポピュレーションアプローチ**へ発展させたいと考えている。データ連携によって早期発見された潜在的リスク層の子どもたちの個別事例を積み重ねる中で、可視化されるであろう共通する因子をポピュレーションアプローチとして取り組むことで、虐待予防の底上げに発展させたい。



対象	アプローチ方法
1 ハイリスク層	ハイリスクアプローチ。育児困難等から虐待へ発展する可能性の高い要因を持つ家庭、すでに事案が確認された家庭に対する個別支援。
2 潜在的リスク層	育児不安や・自立不安等を抱えている等、ハイリスク因子を持つ家庭の早期発見を目指す。発見された家庭に対しては個別支援を実施。今回の実証事業での取り組み。
3 ローリスク層を含めたすべての層	ポピュレーションアプローチ。リスク因子の発生を未然に防ぐ活動。個別支援でなく環境への介入も含むため、関わる支援者が増える。

どのような予防ができたのか、多様な支援者と選り議論することで未然に防ぐ活動。根本である「親子の愛着」を育むことに繋げる活動。

【将来的な目指す姿】

### 3.参加関係者の体制、役割等がわかる全体像（図）

実施体制・役割等は以下の通り。

分類	組織名			主な役割	
総括管理主体	佐渡市	社会福祉部	子ども若者課	事業全体の管理等。	
保有・管理主体	佐渡市	社会福祉部	子ども若者課 (子ども若者相談センター、保育園等含)	必要なデータの特定・抽出・提供、データの取得・提供方法の整理等。	
			社会福祉課		
			高齢福祉課		
		市民生活部			
	市民課 健康医療対策課				
	佐渡市教育委員会（小中学校含）				
分析主体	佐渡市	社会福祉部	子ども若者課 子ども若者相談センター	データ分析、支援要否のアセスメント等。	
活用主体	佐渡市	社会福祉部	子ども若者課 (子ども若者相談センター、保育園等含)	総括管理主体より提供を受けた情報を一助として、対象者への更なるアセスメントおよびアウトリーチ型支援を実施。	
			社会福祉課		
		市民生活部	健康医療対策課		
	佐渡市教育委員会（小中学校含）				※活用主体は、原則として分析主体が分析に用いたデータを参照しない。（法規により別途情報の共有が認められている場合は除く。）
	新潟県中央福祉相談センター佐渡駐在所				
佐渡市要保護児童対策協議会					
その他市内の民間部門の支援関係者 例) 一般社団法人 潟上未来会議 子ども未来舎りぜむ					
その他（佐渡市）	佐渡市	総務部	総務課 (総務係（法規担当）、デジタル政策室)	法規、システム等に関する総括管理主体の支援等。	
参画事業者	富士通Japan株式会社			システム開発及び運用等。	

## 4.利用するデータ項目

### (1) 基本方針

令和5年度の実証事業で使用したデータ項目は継続して利用するが、基本連携データ項目に対して不足しているデータ項目があるので、令和6年度にデータ連携の対象とするか検討する。

### (2) 基本連携データ項目の利用

基本連携データ項目との対比は以下の通りになる。令和5年度に連携した項目はほぼ基本連携データ項目を網羅しているが、2項目不足している。データの保有状況を確認し、データ連携の対象とするか検討する。

【凡例】 ○：あり、×：不足

No.	困難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	基本連携データ項目	R5年度事業の連携状況	補足
1	要保護児童対策地域協議会（要対協）への登録歴がある	要対協のケース進行管理台帳_（こども氏名）	○	
2	一時保護された履歴がある	一時保護児童票_（こども氏名）	○	
3	3～4 か月児健診を受けた履歴がない	3～4 か月児健診結果_健診受診日	○	
	1 歳 6 か月児健診を受けた履歴がない	1 歳 6 か月児健診結果_1 歳 6 か月児健診受診日	○	
	3 歳児健診を受けた履歴がない	3 歳児健診結果_3 歳児健診受診日	○	
4	3～4 か月児／1 歳 6 か月児／3 歳児健診アンケートにおいて「家に残して外出」に該当	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出	○	
		1 歳 6 か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出	○	
		3 歳児健診アンケート_（出来事）家に残して外出	○	
5	3～4 か月児／1 歳 6 か月児／3 歳児健診アンケートにおいて「長時間食事を与えなかった」に該当	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった	○	
		1 歳 6 か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった	○	
		3 歳児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった	○	
6	3～4 か月児／1 歳 6 か月児健診アンケートにおいて「子どもの口をふさいだ」に該当	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ	○	
		1 歳 6 か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ	○	
7	3～4 か月児／1 歳 6 か月児健診アンケートにおいて「子どもを激しく揺さぶった」に該当	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった	○	
		1 歳 6 か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった	○	

## 4.利用するデータ項目

【凡例】 ○：あり、×：不足

No.	困難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	基本連携データ項目	R5年度事業の連携状況	補足
8	1歳6か月児／3歳児健診において、低体重であった	1歳6か月児健診結果_パーセンタイル値(体重)	○	
		3歳児健診結果_パーセンタイル値(体重)	○	
	学校定期健診において、低体重であった	健康診断一般_体重	×	R6年度連携検討
9	こどもに発達障害があり、精神障害者保健福祉手帳を所持している	精神障害者保健福祉手帳情報_主たる精神障害コード	○	
10	障害児支援受給者証の発行歴がある	障害児支援申請決定情報_受給者証番号	○	
11	小・中学校の欠席日数が多い	出欠の記録_欠席日数	○	不登校・不登校傾向の対象者の欠席日数しか連携していない
12	小・中学校の遅刻が多い	遅刻日数	×	R6年度連携検討
13	こども自身が心身の不調や希死念慮を抱えている	学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果	○	
14	当該こどもの出産に際し、妊婦健診を受けた履歴が全くない	妊婦健診結果_受診日	○	
15	当該こどもの出産に際する産婦健診において、EPDS(エジンバウ産後うつ病問診票)評価点数が高い	産婦健診結果_ EPDS 評価点数	○	産婦健診では取得しておらず、産婦訪問の情報を連携している
16	当該こどもと同一世帯の者が、身体障害者手帳を所持している	身体障害者手帳情報_資格状態コード	○	資格状態コードはないが、資格者の一覧を連携している
	当該こどもと同一世帯の者が、療育手帳を所持している	療育手帳情報_資格状態コード	○	資格状態コードはないが、資格者の一覧を連携している
	当該こどもと同一世帯の者が、精神障害者保健福祉手帳を所持している	精神障害者保健福祉手帳情報_資格状態コード	○	資格状態コードはないが、資格者の一覧を連携している
17	生活保護を受給している	(生活保護) 決定個人情報_開始年月日	○	
18	児童扶養手当を受給している	(児童扶養手当) 支給情報_支給区分	○	支給区分は連携していないが、支給対象一覧を連携している

## 4.利用するデータ項目

### (3) 基本連携データ項目以外で利用するデータ項目

令和5年度に利用したデータ項目のうち、基本連携データ項目以外に利用するデータ項目は以下の通りになる。なお、令和6年度は3項目の見直しを予定している。

No.	データ項目	備考
1	支援措置登録	
2	住記情報	
3	母子健康手帳情報	
4	幼児歯科健診情報	
5	予防接種情報	連携対象の見直しを検討
6	保育園利用情報	今年度見直しを検討
7	障害児通所支援	
8	特別児童扶養手当	
9	介護認定	今年度見直しを検討
10	ひとり親医療費助成	
11	障害者医療費助成	
12	自立支援医療（精神通院医療）情報	
13	養育医療	
14	幼児療育支援教室利用	
15	周産期連絡会（要支援）情報	
16	学齢簿情報	
17	心の健康チェックアンケート回答内容	

「4.予防接種情報」は令和5年度実証事業では、未接種者の情報を連携していたが、転入者で未接種の場合は接種状況が把握できないため、接種済として扱っていた。令和6年度では、データの精度を高めるため、対象者全員のデータを連携の対象とするよう検討を進めていく。

「5.保育園利用情報」、「8.介護認定」は令和5年度実証事業では、有用性に疑問が残る情報が一部あったため、令和6年度実証事業において有用性を再確認し、連携可否を検討する。

## 5. 個人情報の適切な取扱いに関する対応方針

### (1) 対応方針

原則として本事業で新たに個人情報を取得することはせず、既に保有している個人情報について適正に取り扱うものとする。すなわち、本事業のために利用する目的で取得している個人情報はなく、「利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供」として適正な範囲で情報を取り扱う。より具体的には、実証事業ガイドライン（こどもに関する各種データの連携にかかる留意点等）を参照し、次に示す場合、

- ・利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（法令に基づく場合）
- ・同（相当の理由のある場合）

に該当する限りにおいて、保有・管理主体より情報の提供を受け、分析に用いる。なお「相当な理由のある場合」とするためには、

- ①当該内部利用及び外部提供が「臨時的」なものであること。
- ②法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務の遂行に「必要な限度」であること。
- ③当該個人情報を内部利用及び外部提供することについて「相当の理由」があること。
- ④本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと。

という要件を満たす必要があるが、①～③は要件の通り、④は「実証事業における個人データ管理体制、プライバシー保護の取組、安全管理措置を定め、実施すること」として事業を執り行うものとする。

### (2) 実証で予定する各種施策、措置

#### ①実証事業における個人データ管理体制

- ・前記「3. 参加関係者の体制、役割等がわかる全体像」の通りとする。
- ・インシデントが発生した際の対応については、個人情報総括責任者及び最高情報セキュリティ責任者（共に副市長）の管理下において全庁的な対応を取る体制を整備している。
- ・システム開発作業にかかる参画事業者によるデータの取扱いについて、個人情報を含む連携データの庁外持ち出しは行わず、データハンドリング・データ分析を支援するのみとする。

#### ②プライバシー保護の取組

- ・不正アクセス、内部不正対策、本人影響リスク対策を実施する。

#### ③安全管理措置

- ・以下の安全管理措置を実施する。

組織的安全管理措置	（前記インシデント発生時の対応での記述の通り）
人的安全管理措置	職員に対する個人情報保護法・情報セキュリティ研修を実施している。
物理的安全管理措置	こども統合データベースを搭載したサーバについて、管理区域下に配置し入室を許可された者のみに制限する入室管理を行う。
技術的安全管理措置	アクセスコントロールとして、システムへアクセスできる者を分析主体、および一部の活用主体に限定する。

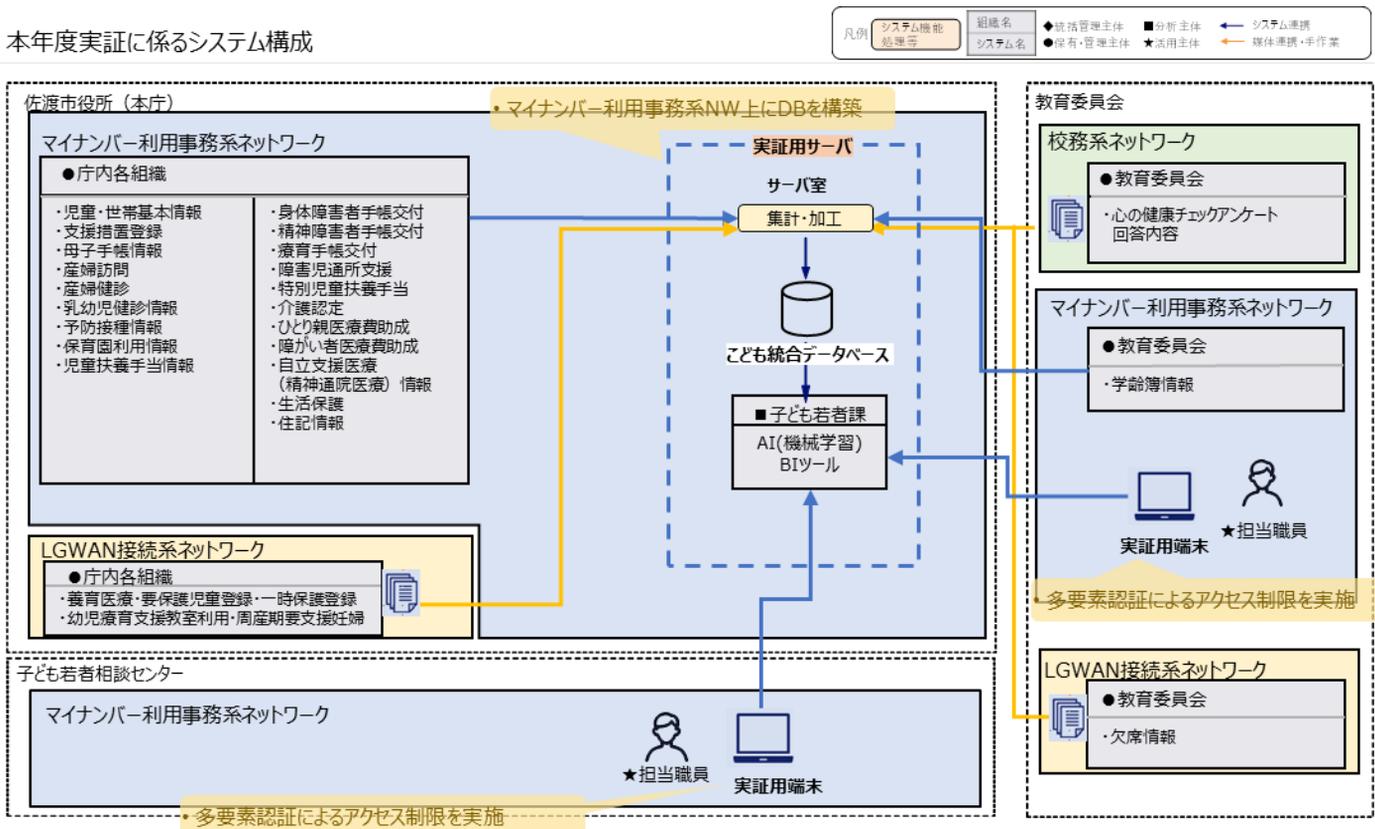
## 6.実証事業におけるこどもデータ連携の仕組み（図）

### （1）こどもデータ連携の仕組みについて

システム構成は、令和5年度実証事業のシステム構成を継続して利用する。

- ・令和6年度実証事業でデータ連携方式および連携頻度の見直しを行う。データ連携方式については、自動連携可能な環境を構築する。
- ・情報の提供範囲および職員の参照権限について十分に検討し、教育委員会が参照できる環境を構築する。
- ・システムによるリスク判定後、一次絞り込みで使用するチェックシート出力機能を実装する。
- ・簿冊管理している相談記録をデータ化し、人による絞り込みでの活用方法を検討する。データ化した相談記録をシステムへ取り込む機能を実装する。

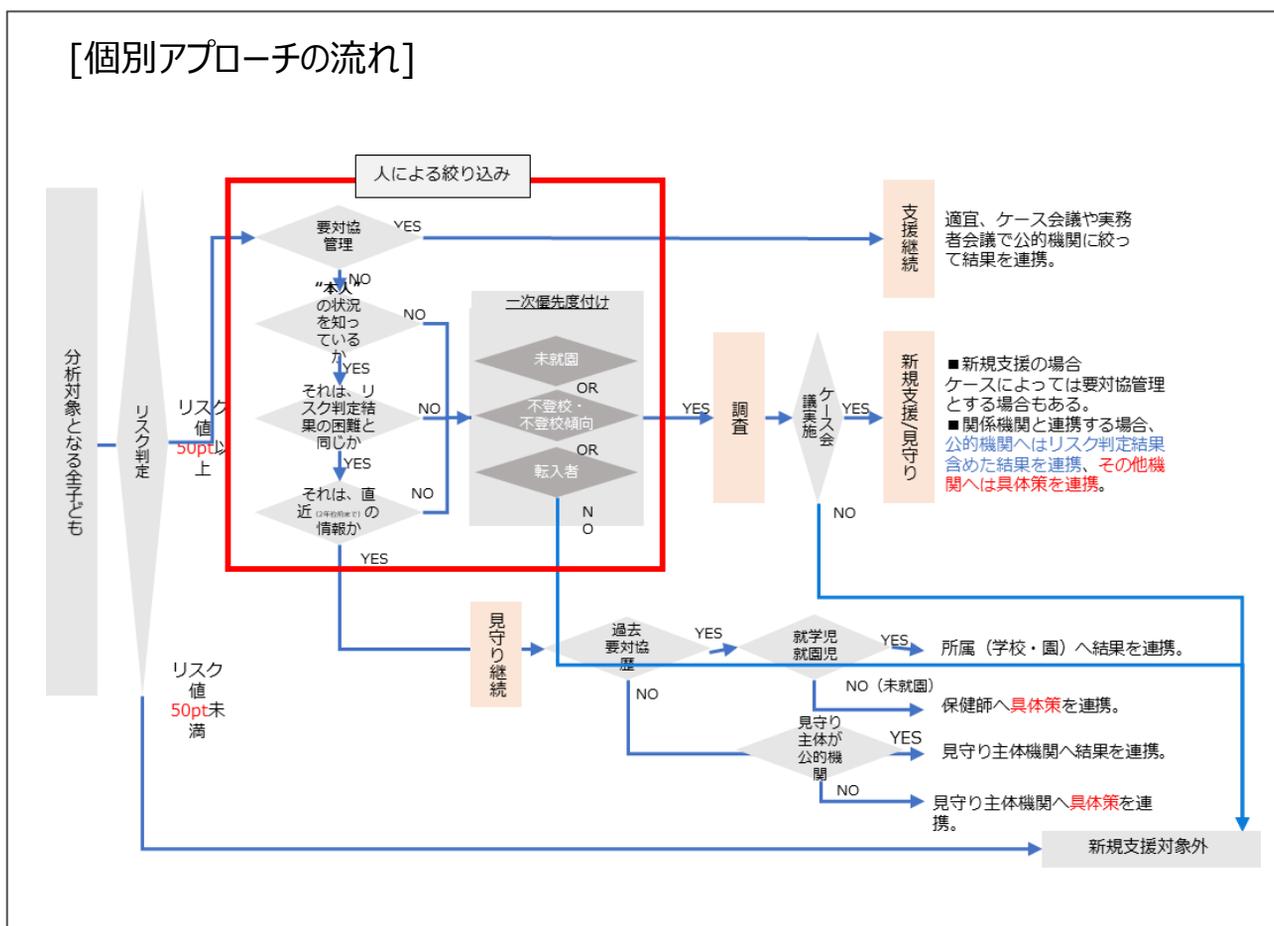
本年度実証に係るシステム構成



## 7.人の目による確認や支援方策の検討の在り方（業務フローや会議体等）

人による絞り込みを行った結果をもとに子どもの支援方針を検討する会議体および業務フローを、子ども一人ひとりに着目する個別アプローチと、地域・学校単位での傾向に着目する複数アプローチの観点から検討する。

### （1）個別アプローチ



### 構成する会議体

- 要対協・個別支援会議

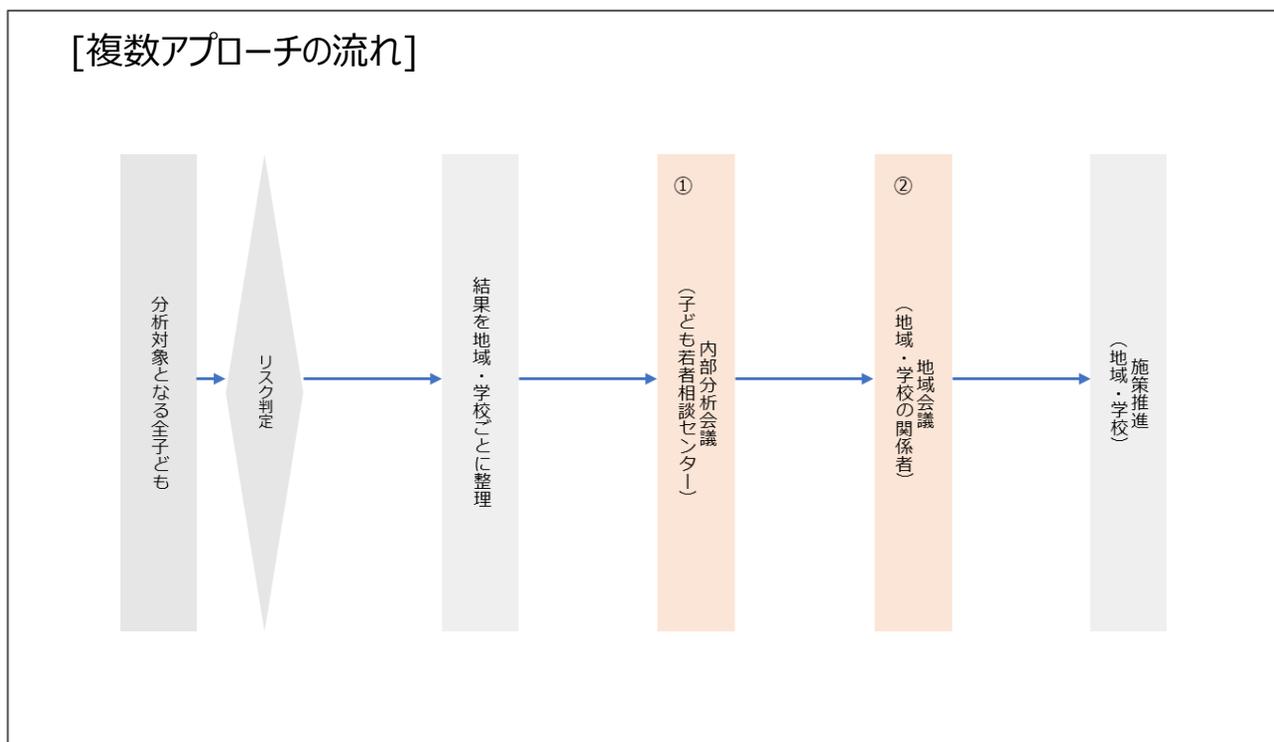
すでに要対協で管理しているケースや、人による絞り込みの結果、要対協管理となったケースにおいて開催される。

- 非要対協会議

上記以外のケースにおいて、必要に応じて開催される。

## 7.人の目による確認や支援方策の検討の在り方（業務フローや会議体等）

### （2）複数アプローチ



#### 構成する会議体

##### ① 内部分析会議

子ども一人ひとりの状況を分析する個別アプローチとは異なり、地域・学校ごとの特徴に焦点を当てる。

市内全体の傾向と比較し、地域・学校ごとにリスクの高さの傾向を分析する。

##### ② 地域会議

地域・学校の関係者を参集し、内部分析会議の結果をもとに、地域・学校の現状と、その原因を分析する。

地域・学校単位で実施する具体的な施策を決定し、推進につなげる。

## 8. 想定される具体的な支援・見守りの手法やそれを担う関係機関等の名称

子ども一人ひとりに着目する個別アプローチと、地域・学校単位での傾向に着目する複数アプローチとの観点で記載する。なお、下記の支援・見守りの手法は例示であり、また手法それぞれ単独で実施するというよりも、子ども・家庭の状況に応じて組み合わせて実施することを想定している。

### (1) 個別アプローチ

支援・見守りの手法	担う関係機関等
<ul style="list-style-type: none"> <li>就学児について、所属の学校に結果を連携し、所属を中心に見守り等を実施する。</li> <li>必要に応じ、教育相談、児童クラブ利用促進、スクールカウンセラー活用を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の小・中学校</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>就園児について、所属の園に結果を連携し、所属を中心に見守り等を実施する。</li> <li>必要に応じて、各種健診への受診勧奨や相談等を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の保育園・幼稚園</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>未就園児に対して、保健師らによる家庭訪問を行い、支援・見守りを実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康医療対策課・支所(保健師)</li> <li>子ども若者相談センター(保健師、社会福祉士、家庭児童相談員等)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの居場所、預かり、フリースペース、フリースクールの利用を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の一般社団法人等</li> <li>子ども若者相談センター</li> <li>子育て支援センター</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>各種経済的支援策の利用を提案、支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康医療対策課</li> <li>子ども若者相談センター</li> </ul>

### (2) 複数アプローチ

支援・見守りの手法（もしくは改善施策）	担う関係機関等
<ul style="list-style-type: none"> <li>市全体の水準との比較などから、当該学校等に高リスクが集中する原因等を分析し、施策を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象の小・中学校(保育園・幼稚園)</li> <li>子ども若者相談センター</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>他の地域との比較などから、当該地域に高リスクが集中する原因等を分析し、施策を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の関係者(児童民生委員、健康推進員、保健師、栄養士、市内の一般社団法人等)</li> <li>学校・園関係者</li> <li>子ども若者相談センター</li> </ul>

## 9.事業効果の評価・分析方針

下記事項について指標を検討・設定し、事業効果の評価および分析を行う。

- ・ 利用したデータ項目の有用性（現行の支援の在り方の見直しや、新たな支援の必要性の発見にどれだけ繋がったか等）
- ・ データを活用してリスクや支援の必要性が高いと思われる子どもや家庭を抽出するための手法
- ・ 利用したデータ項目と様々な困難（虐待、貧困、ヤングケアラー、不登校、産後うつ、発達障害）との関連性

指標については、システムによるリスク判定結果および定量的な情報をもとに、令和6年度実証事業の中で検討し設定する。

### ■ 指標の観点例

- ・ 支援の手順や関わり方を見直した子どもの人数
- ・ 新たに発見して支援に繋がった子どもの人数
- ・ 個別支援会議の最終調整を始めるまでの日数
- ・ 事業評価アンケート結果（例:5段階評価）
- ・ 事業により作り出すことができた地域資源の数

※以下は直接的な評価指標とせず、参考情報として記録する。

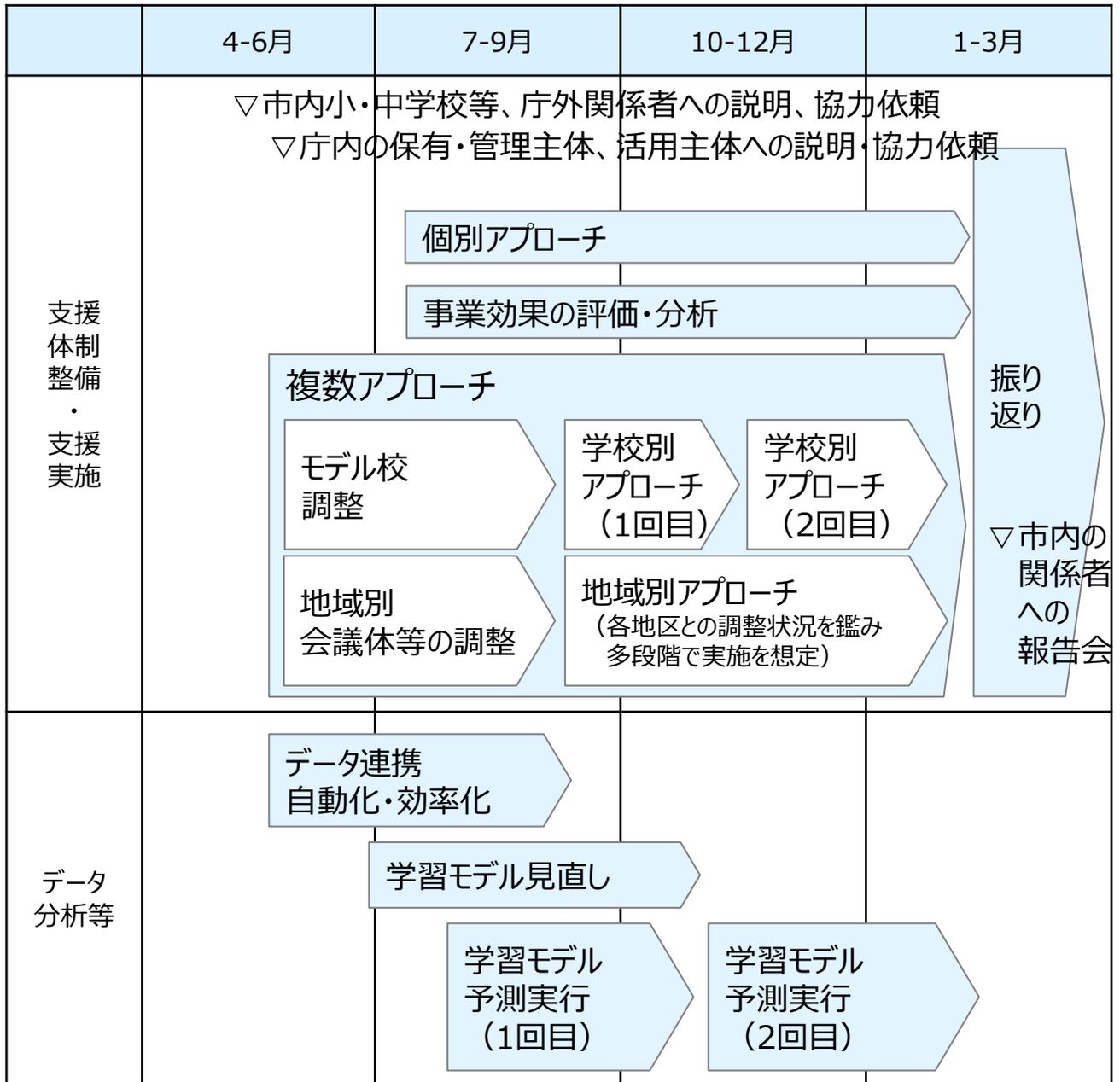
- ・ 会議に関わった（巻き込んだ）人の数
- ・ 地域の人達との接点の数
- ・ 別機関へ繋いだ数

また下記事項についても整理する。

- ・ 人の目による確認や支援方策の検討の在り方（連携体制や業務フロー、会議体等）
- ・ 関係機関の間で情報共有することが望まれるデータ項目、支援・見守りの手法
- ・ 各プロセスにおける課題等

# 10.事業の実施スケジュール

以下のスケジュールで実施する。



### <備考>

- ・学校別アプローチおよび地域別アプローチでは、開始時に高リスクとされた子ども、家庭の情報を共有し、2～3週間の期間で支援検討、支援を実施する。
- ・学校関係者へは、人事異動を勘案し、4月中旬以降に事業の説明を実施し協力依頼等を検討中。
- ・学校関係については、学校の繁忙期を考慮しスケジュールを変更するものとする。
- ・地域別アプローチについては、市内10地域のうちのいくつかに協力を依頼し、2～3週間の期間で支援検討、支援を順次実施する。

## 11.実証事業に必要な経費等

### (1) 御見積費用

20,900,000円 (税抜)

### (2) 内訳

No.	区分	費目	小計 (円)
1-1	データの取得に必要な経費	システムへのデータの入力費用	3,670,300
1-2		既存システムのデータ変換・抽出に必要な費用等	1,736,300
2-1	データの連携・共有に必要な経費	本事業に係るシステムの整備・改修役務の費用	1,135,300
2-2		システム・端末等利用料	477,600
3	本事業により把握した支援が必要な子どもや家庭を支援につなぐ際に必要な経費	コーディネーター委託費等	2,504,300
4-1	事業効果の評価・分析等に必要な経費	必要なデータの収集・分析費用	2,418,700
4-2		システムの整備・改修役務の費用	2,497,500
4-3		分析ツールの費用等	611,800
5	その他の本事業の実施に当たり直接必要となる経費	報告書作成、旅費等	5,848,200
合計 (税抜)			20,900,000

## 12.実証事業で発生、取得した財産等の帰属先

本事業の遂行以前に佐渡市又は参画事業者、第三者が有していた特許権、実用新案権、著作権その他の知的財産権及びそれらを受ける権利並びに秘密として管理するノウハウ（以下「知的財産権」という。）は、各当事者又は第三者が引き続き保有する。

本事業の遂行中に生じた知的財産権は、その発明又は創作等を行った当事者に帰属する。複数の当事者が共同で発明又は創作を行った場合には、その知的財産権は複数の当事者の共有とし、その持分割合は複数の当事者の協議により定める。

本事業においてデータ連携の検証等のために利用するシステムについては、佐渡市および参画事業者により整備することになるが、当該システムは佐渡市に納入されるものではなく、佐渡市の指示・管理のもと参画事業者が運用し、本事業のために利用するものとする。

後年度以降のシステムの利用については、佐渡市および参画事業者で協議するものとする。

本事業に関連し、検証受託事業者が作成しこども家庭庁に対して提出する報告書は、検証受託受託事業者に帰属することをと予定している。